

**「新環境社会配慮ガイドライン(案)」、「新異議申立手続要綱(案)」  
に対するパブリック・コメントの募集結果について**

平成 22 年 3 月 24 日  
国際協力機構

新環境社会配慮ガイドライン案等について、パブリック・コメント手続を実施し、各方面からご意見を募集したところ、56 件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要とご意見に対する考え方について、下記の通りまとめましたので公表いたします。

皆様方のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国際協力機構の環境社会配慮業務にご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法
  - (1) 意見募集期間  
平成 21 年 10 月 23 日(金)～平成 21 年 12 月 6 日(日)
  - (2) 意見募集の掲載媒体  
JICA HP ([http://www.jica.go.jp/environment/guideline/public\\_comment.html](http://www.jica.go.jp/environment/guideline/public_comment.html))
  - (3) 意見提出方法  
電子メール、郵送、FAX
  
2. 意見募集の結果  
意見提出数:9 件(意見総数:56 件)  
意見に対する考え方:別添の通り
  
3. 新環境社会配慮ガイドライン等の公布・施行について  
平成 22 年 4 月 1 日(木)公布、平成 22 年 7 月 1 日(金)施行 (予定)
  
4. 本件に関するお問合せ  
独立行政法人 国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第 2 課 永井・飯島  
(TEL)03-5226-8198 (FAX)03-5226-6371

以 上

別添:「新環境社会配慮ガイドライン(案)」、「新異議申立要綱(案)」に寄せられたパブリック・コメントに対する JICA の考え方

## JICA 新環境社会配慮ガイドライン（案）、異議申立手続き要綱（案） に寄せられたパブリックコメントに対するJICAの考え方

パブリックコメント	JICAの考え方
<p><b>（理念、ガイドラインの適用）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>費用の内部化、定量的評価について、新ガイドライン案には、その実効性を高める工夫が見られない。</li> <li>JICAはプロジェクトの被影響住民やNGOからの信頼改善に努める必要がある。</li> <li>無償資金協力も対象とすべきである。</li> <li>プロジェクトが世界ダム委員会の勧告を満たすことを確認すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の内部化については、環境社会配慮の費用をプロジェクト費用に反映するよう取り組んできているところです。また、ガイドラインに規定されている通り、可能な項目についてはできるだけ定量的な評価とするよう引き続き努めて参ります。</li> <li>JICAは、これまでも手続きの透明化等、説明責任の向上等について取り組んできたところです。 新しいガイドラインにおいても、協力準備調査報告書、住民移転計画をはじめ更なる情報公開の拡充等を盛り込んでいることに加え、環境レビューの手続・要件や環境社会配慮に係るJICAの意思決定を明記する等、説明責任の向上を図ることにより、JICA事業に対する信頼性確保に向けて引き続き取り組んでいきます。</li> <li>新ガイドラインでは、ガイドライン1.7にあるように、無償資金協力も適用対象となっています。</li> <li>世界ダム委員会の提言における考え方は、本ガイドラインの内容にも相通じるものがあると考えており、代替案の検討、社会的合意、遵守の確保等、その一部は本ガイドラインにも取り入れています。但し、世界ダム委員会の提言で言及されている具体的事項の中には、先進国においても実施が一般的でなく、特に開発途上国では技術的、資金的に対応が困難なものも含まれており、委員会議長も「世界ダム委員会の提言は、ガイダンスを提供するものであり、規制的なフレームワークではない」と説明しています。JICAとしても有用な参考資料として活用していく考えです。</li> </ul>
<p><b>（用語の定義）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドライン中における「影響」の定義として、負の影響として捉えるのが適当か。</li> <li>戦略的環境アセスメント(SEA)の定義に関し、具体的なSEAの要素例などで記載することが必要であり、また、SEAの共通的な手続き、評価方法を明確にすべき。</li> <li>「開発計画調査型技術協力」、「詳細計画策定調査」の定義の記載が必要である。</li> <li>ステークホルダーの参加につき、「意味のある参加」、「真摯な発言」の説明が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響については、3.2.1にあるように、ポジティブ、ネガティブの影響を確認することになっています。</li> <li>SEAの対象には様々なケースが考えられるため、1.3、3.1に規定する内容以上に一律の手続きを記載することは難しいと考えています。</li> <li>「開発計画調査型技術協力」は、従来の開発調査のスキームのうち、わが国の資金協力を必ずしも想定しない政策立案又は公共事業計画策定支援を行うスキームです。JICA支援スキームの一般的な説明は、HP等で行っており、ガイドラインでの定義付けは不要と考えています。 「詳細計画策定調査」の定義は、1.3に「事業に関する目標の設定、妥当性等の確認、投入、活動及び規模等、案件の詳細計画を決定することを目的とした調査のうち、外務省による案件採択後に実施されるものを言う」と記載しました。</li> <li>「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。これらの説明については、FAQにも記載します。</li> </ul>

パブリックコメント	JICAの考え方
<p>(環境社会配慮の基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い影響への配慮について、最低限検討すべき環境社会影響項目を明示すべきである。</li> <li>現行ガイドラインの、重要事項3における「協力事業完了以降にフォローアップを行う」を、引き続き本ガイドラインにおいても重要事項の一つとして残すべきである。また、事後評価において環境配慮や対策の実効性について評価するという点と、これにより得られた教訓をフィードバックすることがガイドライン案にないのは問題である。</li> <li>実施機関により、ガイドラインはフレキシブルであるべき、との記載を追加することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な影響項目は案件毎に異なるため、個別プロジェクトの検討に際して、スコーピングを実施し、プロジェクトの特性を踏まえた項目に絞りこまれることとなります。ガイドライン別紙5「チェックリストにおける分類・チェック項目」に、例示として主要な項目を挙げています。</li> <li>本件は、新JICAが資金協力（有償資金協力、無償資金協力）の実施機関となり、案件形成のみならずモニタリングまで一貫して環境社会配慮を行うとの点を重要事項としたことに対応したものです。ガイドラインの対象となる協力事業の変化を踏まえたものであり、これに関連してモニタリングに関する規定の拡充を行っていますが、新ガイドラインでは、開発計画調査型技術協力に関する事項として、フォローアップが現行ガイドラインと同様の内容で規定されています。 また、事後評価では環境社会配慮に関する評価もカバーされていますが、様々な側面から客観性を確保しつつ実施するものであり、環境社会配慮ガイドラインで特筆して規定するには馴染まないものと考えています。</li> <li>ガイドラインは相手国に求める要件を示すことにより、相手国に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すものであることから、ご提案の記載は適切ではないと考えています。</li> </ul>
<p>(環境社会配慮の手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインでは、「JICAは、…適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。」としているが、この箇所を「…融資等を実施しないこともありうる。」に準じ変更することを提言する。</li> <li>カテゴリ分類の基準について、カテゴリAとカテゴリBの判断基準を明記すべき。さらに、別紙3の「1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示」、「2. 影響を及ぼしやすい特性の例示」、「3. 影響を受けやすい地域の例示」に関し、「大規模なもの」等の判定基準を明記すべきである。</li> <li>現地ステークホルダーとの協議に関し、「現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組み」、カテゴリAについて協議を開催すべき調査時期、フィージビリティ調査における協議の実施タイミング、開発計画調査型技術協力の概要検討時の協議の開催時期、を記載すべきである。</li> <li>「ステークホルダー分析」の具体的な方法例、また、分析の何を踏まえて協議を実施するのか記載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインの1.1理念、および、1.2目的にあるとおり、JICAは政府開発援助を担う機関として、持続可能な開発に果たす役割はきわめて重要であることを認識し、そのための手続きとして環境社会配慮を行うこととしています。この手続きの重要性を勘案し、「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しない」と明示しました。JICAとしては、相手国等との対話を通じて、相手国等が適切な環境社会配慮を行うことを働きかけていくことが重要と考えています。</li> <li>プロジェクトの内容あるいはプロジェクトが行われる地域や社会の状況により影響は異なるため、一律の判定基準を設けることは適切ではないと考えています。別紙3に例示した項目を勘案しつつカテゴリ分類を行いますが、事業の内容属性等により、例えば同一セクターの場合であっても影響が異なる場合があります。各カテゴリの定義に従い、個別にカテゴリを判断しており、その結果を根拠と共に公開しています。</li> <li>必要な環境社会配慮の内容を確保するとの観点より、現地ステークホルダーとの協議は重要と考えています。但し、現地ステークホルダーの存在は案件により様々であり、環境社会配慮の内容によっても異なることから、詳細なタイミングや形式を一律に規定するのではなく、適切な協議の内容、形式について個別に検討しつつ行うことが重要と考えています。フィージビリティ調査については、3.1.2の6、8、9に協議の開催時期を記載しています。開発計画調査型技術協力における概要検討時の協議については、3.4.3の6及び3.4.4の6に記載の通り、必要に応じてこれを行うこととされています。</li> <li>上記でも説明させて頂いている通り、ステークホルダーの具体的な対象はプロジェクト毎に異なるため、ガイドラインにおいてその具体的な方法を示すのは難しいと考えます。このため、プロジェクト毎に詳細は異なりますが、ステークホルダー分析により、協議の対象とすべきステークホルダーの存在、属性等を明らかにし、これを踏まえて具体的な協議を実施することとなります。</li> </ul>

パブリックコメント	JICAの考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1において、環境管理計画やモニタリング計画の策定について明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインでは、別紙2のとおり、環境アセスメント報告書の一部として、モニタリング計画を含む環境管理計画（EMP）の作成を求めています。協力準備調査においては、3.1.2の7. および8. において、カテゴリに応じてEIA、又はIEEを行うことが記載されており、これら調査、報告の中で、必要に応じ環境管理計画（EMP）が含まれることとなります。</li> </ul>

パブリックコメント	JICAの考え方
<p><b>(判断基準、例示等の記載)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境社会配慮に係る各必要事項のタイミングを図示するなど、理解しやすい改善が必要である。</li> <li>2.5.1において、「情報公開やステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる」という「特別な配慮」について、具体例の提示が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインで定められた必要事項を正確に図示することは困難であり、一方で簡略な図を挿入することはガイドラインの記述内容の一部を省略したものとなり適当でないことから、ガイドラインには図を入れていません。ガイドラインの説明等においては、概要を説明するフロー図を参考資料として活用してゆく所存です。</li> <li>特別な配慮については、個別の事案ごとに事情が異なるものと考えられますので、必要に応じ、都度検討しながら配慮を行っていきます。</li> </ul>
<p><b>(社会環境と人権への配慮)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.5.2の「国別報告書」、「関連機関の情報」には、各国が提出する報告書に関連するレポート、国際人権条約の審査文書等も含まれると解すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該国報告書に係るレポート等も必要に応じて参照の対象となる文書であると認識しています。        なお、ご指摘を踏まえ、また、有識者委員会での議論を踏まえ、ガイドライン本文の該当箇所について下線部の通り追記します。        「人権に関する国別報告書や関連機関の情報等を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の情報を把握し、意思決定に反映する。」</li> </ul>
<p><b>(情報公開)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開対象となる調査タイプ別の環境社会配慮関連文書の例を記載すべきと考えます。特に、今回新規に公開対象となる報告書名や情報の種別について具体例を記載すべきと考えます。</li> <li>環境アセスメント報告書、住民移転計画について、個人情報が含まれることについて、明確にすべきである。</li> <li>住民移転計画の作成及び公開時期について、明記すべきである。</li> <li>3.1.2に、「相手国等は協力準備調査の実施決定に先立ち、プロジェクトの情報を公開し、ステークホルダーとの協議を行う。」を加えるべきである。</li> <li>「環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。」について、より短縮した方向での検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開対象の文書は、基本的にスキーム共通であり、ガイドラインではカテゴリ別に具体的に示しています。カテゴリAにおいては既に公開対象となっている環境アセスメント報告書に加え、新たに住民移転計画、先住民計画を公開対象としています。ただし、開発計画調査型技術協力については性格が異なるため、3.4に示しています。</li> <li>個人情報保護の観点から、本人又は第三者の権益を不当に侵害するおそれがある個人情報は非公開となりえます。FAQに記載します。</li> <li>3.2.1環境レビュー (1) カテゴリAプロジェクト の2.において、JICAは、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合は住民移転計画を環境レビューに先立ち情報公開することが記載されており、相手国等における作成、公開は別紙1の通りです。</li> <li>協力準備調査の実施自体はJICAの判断によるものであり、JICAが、協力準備調査の実施決定前にカテゴリ分類結果の情報公開を行うこと、また、協力準備調査の実施に先立ち、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行うことが規定されており、この段階では相手国等による更なる情報公開とステークホルダー協議は不要と考えます。協力準備調査の実施中における相手国等による情報公開とステークホルダー協議は別途定めています。</li> <li>他の開発援助機関（世銀、アジア開発銀行）の状況も勘案し、JICAとしては、有識者委員会での議論も踏まえ、十分な公開期間として、これまでも円借款で適用してきた、120日間が妥当であると考えています。</li> </ul>

パブリックコメント	JICAの考え方
<p><b>(環境社会配慮助言委員会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキーム別の環境社会配慮助言委員会の協議開催のタイミングおよび回数について、本文またはFAQでの説明が必要である。 また、助言委員会の構成や運営方法についても一定の方向性を示すべきである。</li> <li>・ 2.7の「カテゴリのB案件のうち必要な案件」の判断基準を明示すべきである。</li> <li>・ 定義に、「諮問」と「助言」を追加すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助言委員会の構成および運営方法については、有識者委員会における議論もふまえて、JICAにおいて最善の方法を検討していきたいと考えています。 また、協議開催のタイミング及び回数については、基本的には有償資金協力、無償資金協力、外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査、技術協力プロジェクトの各スキーム共通を想定しています。一方で、開発計画調査型技術協力に関する助言委員会のタイミングは、業務フローが異なることから、ご意見を踏まえてガイドラインに「また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面での助言を行う」と追加しました。</li> <li>・ カテゴリBのうちでも慎重に環境社会配慮が行われるべき案件が対象となりますが、個別のプロジェクトの内容に依るところ、具体的な基準を設定することは適切ではないと考えています。</li> <li>・ 新しいガイドラインにおいては、環境社会配慮助言委員会に関して「諮問」との形式をとっておらず、ガイドライン本文中で使用されていないことから定義も行っておりません。「助言」については、1.3定義の13. 環境社会配慮助言委員会の定義を参照頂きたくお願い致します。</li> </ul>
<p><b>(先住民族)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価、住民移転計画と並行して先住民族計画の記載を含めるべきである。</li> <li>・ 先住民族の定義は世銀でも明確とは言えないが、少なくとも世銀にならった先住民族の定義が必要である。 また、ガイドラインの別紙1について、先住民族計画の作成・公開の時期を明記すべきである。更に、相手国の環境法令に明記されている先住民族計画の内容が、世界銀行のOP4.10AnnexBの内容と相違がある場合の扱いについて明記すべきである。</li> <li>・ アジア開発銀行が2009年6月に改定した、Safeguard Policy Statementの付属書3が参考となるが、ただし第31段落において要件としての「同意」を、関係社会の「広範な支持」と置き換えて解し、一部の個人・集団が反対する事業でも「広範な支持」がありうる、というのは異論があるところなので適用すべきではない、と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先住民族計画の記載を含めました (3.4.5.1、別紙2)</li> <li>・ 先住民族の定義については、世銀OP4.10及び関連情報等を踏まえつつ、個別にJICAが判断します。 一方、3.2.1環境レビュー (1) カテゴリAプロジェクト の2.において、JICAは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合は先住民族計画を環境レビューに先立ち公開することとしており、相手国等における作成、公開はJICAの環境レビューに先立ち行われる必要があります。 また、先住民族計画の内容については、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10 Annex Bに規定されている内容が含まれることが望ましいと規定しており、提出された個別の先住民族計画の内容を確認すると共に、必要に応じて追加の確認や働きかけ等を行うものと考えています。</li> <li>・ 左記の点に関し、JICAは、アジア開発銀行のSafeguard Policy Statementを適用するわけではありませんが、ガイドライン別紙1の規定に基づき適切な環境社会配慮がなされるよう確認を行うに際して、ガイドライン2.6の3にあるように必要に応じて参照して参ります。</li> </ul>
<p><b>(平和構築)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本のODAは、近年平和構築分野への支出が拡大しているにもかかわらず、ガイドライン案では対応出来ていない。平和構築分野についても環境社会配慮ガイドラインでカバーすることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘のような相手国の平和構築に関しては、JICAも紛争予防や平和の促進の観点からの配慮に努めていますが、環境社会配慮の枠組みにおいては、2.3 環境社会配慮の項目の1.で述べられているとおり、地域利害対立、被害・便益分配などについて今後とも十分に配慮していく所存です。</li> </ul>
<p><b>(原子力発電)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所の建設、運転およびメンテナンスに関連するプロジェクト(周辺施設を含む)を支援しないことを、ガイドラインに明記すべきである。また、原子力発電に関連するトレーニングを、安全、保障措置、セキュリティの分野に限定するという方針を、ガイドラインに明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ガイドラインの趣旨は、JICAが行う環境社会配慮の責任と手続き、相手国等に求める要件を示したものであり、支援対象セクターを規定するものではありません。従って、ご意見をいただきました、「原子力発電に関連するプロジェクトを支援しない方針」について、ガイドラインに明記するのは馴染まないと考えています。また、事実関係として、原子力発電所建設に対するODA支援はOECDで禁止されています。(OECD "Arrangement on Officially Supported Export Credit (16-Feb-2009)" のAnnex2参照)。</li> </ul>

パブリックコメント	JICAの考え方
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの意見の扱いを回答すべきである。</li> <li>・ 世銀やADB のようにハンドブックやリソースブックの作成が望まれる。</li> <li>・ 誤字脱字、半角・全角等について、修正、記載統一が必要な箇所がある。 「2.6 laws and standards of reference」を「relevant Laws and Regulations」とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頂戴した意見に対しては、本ペーパーによりJICAの考え方をホームページに掲載致しません。</li> <li>・ JICA独自のハンドブック等の作成は今後の検討事項と考えており、世銀のハンドブック等も参考にしていく予定です。</li> <li>・ 誤字脱字の修正や記載統一、および、「relevant Laws and Regulations」への修正について、環境社会配慮ガイドラインおよび異議申立手続要綱に反映しました。</li> </ul>

(注) 英文のコメントは、和文で表現しています。